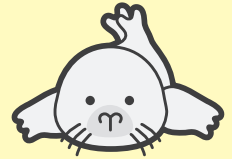


4月新規
採用者の

共済生活保険中途加入のお知らせ

共済生活保険は、4月新規組合員になられた方を対象に令和6年8月1日を責任開始期(加入日)とし、中途加入の取扱いを実施しています。制度のしくみ等をご理解いただき、ぜひこの機会にご加入をお願いいたします。



1 制度のしくみ

組合員の皆さまの掛金を基に、ご不幸に遭われた方に保険金・給付金をお支払いし、1年ごとに収支計算を行って剰余金が生じた場合には、配当金をお返しいたします。(7Lプラン、7Lプランサポート、入院援助金が対象の制度です)(ただし、今回は5カ月で収支計算を行います。)

●令和5年給付実績

7Lプラン : 38件
7Lプランサポート : 40件
入院援助金 : 600件



7Lプラン

●昨年の配当率：約23.1%

- 配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払いを約束するものではありません。
- 配当率は、お支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

2 制度の概要

① 7Lプラン	万一(死亡・高度障害)の場合に長期間にわたってサポート。
② 7Lプランサポート	万一(死亡・高度障害)の場合に7Lプランに加え、一時金を給付もしくは7Lプランとセットで最長35年間の年金給付。
③ 医療費支援制度	病気やケガで入院をした場合に、入院支援給付金を支給。また、入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合に給付金を支給。そして、先進医療による療養を受けた場合に給付金を支給。 ※対象となる先進医療については、パンフレットの「給付金に関する注意」をご確認ください。
④ 入院援助金	万一の場合と病気やケガによる継続した2日以上入院をサポート。
⑤ 傷害補償制度 自転車損害保険 加入義務化に適合!	ケガによる入院・通院・手術をした場合に、保険金を支給。また、日常生活における賠償事故のリスクも補償。
⑥ M・F・E プラン ～退職後、ゆとりある 生活のための積立～	1口5,000円(1口～4口までご加入できます) 【留意事項】 退職等組合員資格喪失に伴い短期間で解約した場合、積立金(脱退一時金)は払込保険料の合計を下回ることがありますのでご注意ください。
⑦ 訴訟費用保険 自転車損害保険 加入義務化に適合!	業務上の行為に起因する訴訟がなされた場合、組合員の皆さまが負担される争訟費用と法律上の損害賠償金について保険金をお支払い。また、日常生活上での訴訟・賠償リスクを総合的に補償。

▶詳細はパンフレットをご覧ください

3 スケジュール

日程	項目	備考
令和6年 4月 1日	申込開始	
4月22日	申込締切日	所属所の共済事務担当者へご提出ください。
8月 1日	保障開始	

お問い合わせ先

- 共済組合・福祉課 ▶ ☎048(822)3305(直通)
- 委託保険会社・取扱代理店 明治安田生命保険相互会社 公法人第三部法人営業第二部
▶ ☎03(5289)7590